

**補助を受けていただくためには以下の
すべての要件に該当している必要があります。**

(1) 居住に関する要件

- ☐ 令和7年1月1日から令和8年3月31日までに入居していること。
- ☐ 町外から転入して対象住宅に住民登録していること。

(2) 対象となる世帯

- ☐ 若年夫婦世帯 婚姻3年以内で、夫婦のいずれかが満40歳未満であること。
- ☐ 子育て世帯 義務教育終了前の者を扶養し、同居していること。
- ☐ 世帯の合計所得金額が600万円以下であること。

(3) 住宅に関する要件

- ☐ 申請者又はその配偶者が賃貸借契約を締結していること。
- ☐ 1戸当たりの床面積が、戸建住宅50㎡以上、共同住宅40㎡以上で台所、トイレがあること。
- ☐ 家賃が3万円以上であること。
※実質家賃（家賃から勤務先の住宅手当等の月額を差し引いた額）
- ☐ 建築基準法に定める検査済証又は耐震基準適合証明の交付を受けた住宅であること。
- ☐ 公的住宅、給与住宅、親族が所有する住宅でないこと。

(4) その他の要件

- ☐ 過去にこの要綱に定める補助金の交付、公的給付を受けていないこと。
- ☐ 世帯全員に町税等の滞納がないこと。
- ☐ 世帯全員が暴力団等の関係者でないこと。



入居の日から90日以内に申請

申請書と添付書類を提出してください。
審査の結果により、補助金（月額1万円）を交付します。

※最大で24箇月間補助します。

詳しくはお問合せください

岬町まちづくり戦略室企画地方創生担当

電話:072-492-2775(直通)

ホームページ:<http://www.town.misaki.osaka.jp/>